

黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(令和4年9月12日告示第76号)

(趣旨)

第1条 この告示は、あらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進する黒潮町人権尊重のまちづくり条例（平成26年黒潮町条例第45号）の理念に基づき、全ての人の人権が尊重され、人権が尊重される明るいまちづくりの実現に寄与することを目的とし、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「性的マイノリティ」とは、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。

2 この告示において「パートナーシップ」とは、相互の協力により、継続的かつ対等な共同生活を行っている、又は継続的かつ対等な共同生活を行うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。

3 この告示において「宣誓」とは、パートナーシップの関係である2人が互いのパートナーであることを町長に対して宣誓することをいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 当事者の双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。

(2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 当事者の双方が町内に住所を有していること。

イ 当事者のいずれか一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が町内への転入を予定していること。

ウ 当事者の双方が町内への転入を予定していること。

(3) 当事者の双方に配偶者がいないこと及び他の者とパートナーシップの関係でないこと。

(4) 当事者の双方が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者同士の関係でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、当事者の双方が必要事項をそれぞれ自署したパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に宣誓をしようとする当事者の双方の住民票及び当事者の双方が独身であることを証する書類を添えて町長に提出して行うものとする。

2 宣誓をしようとする当事者は、宣誓の日時等について事前に町長と調整するものとする。

3 当事者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、第1項の規

定にかかわらず当事者の双方の立会いの下で他の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 町長は、宣誓しようとする当事者の双方が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他本人であることを確認するため町長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓しようとする当事者に氏名を使用し難い特別の事情があると認める場合は、パートナーシップの宣誓における氏名について通称名を用いることができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類、郵便物等を宣誓時に提示するものとする。

(証明書の交付)

第7条 町長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適当であると認めるときは、パートナーシップの宣誓をした当事者(以下「宣誓者」という。)の双方に対し、パートナーシップ宣誓証明書(様式第2号)、パートナーシップ宣誓証明カード(様式第3号)(以下これらを「証明書等」という。)及び宣誓書の写しを交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 証明書等の交付を受けた宣誓者は、当該証明書等の紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第4号)により申請することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請者が本人であることを第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示により確認し、証明書等を再交付するものとする。

(パートナーシップの無効)

第9条 パートナーシップは、次に掲げる事項に該当するときは無効とする。

(1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 第3条各号のいずれかに違反しているとき。この場合において、当該各号の規定に違反する事由が発生した時点に遡及して無効とする。

(3) 宣誓者間のパートナーシップの関係が公序良俗に反するとき。

2 町長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合には、宣誓者に交付した証明書等の返還を求めるものとする。

(変更届)

第10条 宣誓者は、住所及び氏名に変更があった場合(次条の規定により返還届を提

出する場合を除く。)は、パートナーシップ変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)に変更内容が確認できる書類及び証明書等を添付して、町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、本人であることを第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示により確認し、変更届の内容が適当であると認めるときは、変更後の内容を記載した証明書等を交付するものとする。

(証明書等の返還)

第11条 証明書等の交付を受けた宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第5号)に証明書等を添えて町長に届出するものとする。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 当事者の一方が死亡したとき。
- (3) 当事者の一方又は双方が町外に転出したとき。
- (4) 第9条第1項の規定によりパートナーシップを無効とされたとき。

- 2 前項第2号に該当する場合の届出には、死亡した事実を証明する書類を添付しなければならない。

- 3 町長は、第1項第2号に該当する場合で、宣誓者の一方が引き続き証明書等の保持を希望するときは、死亡した日以降証明書等の効力が生じないように処理した証明書等を保持させることができる。

(周知啓発)

第12条 町長は、パートナーシップ及び多様な性自認と性的指向について、町民及び事業者に対し、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書の保存年限及び申出による廃棄)

第13条 町長は、宣誓書をパートナーシップが解消されたときから30年間保存するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項のパートナーシップ証明書等返還届をした宣誓者が宣誓書の廃棄を申し出たときは、速やかにこれを廃棄するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第7条、第13条関係）

（表）

パートナーシップ宣誓書

黒潮町長 様

私たちは、黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定により
お互いを人生のパートナーシップとすることを宣誓し、署名いたします。

年 月 日

宣誓者

宣誓者

戸籍上の氏名 _____

戸籍上の氏名 _____

（通称名 _____）

（通称名 _____）

生年月日 年 月 日 _____

生年月日 年 月 日 _____

住所 _____

住所 _____

電話番号 _____

電話番号 _____

（代筆者）

（代筆者）

氏名 _____

氏名 _____

住所 _____

住所 _____

(裏)

パートナーシップ宣誓にあたっての確認書

私たちは「黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップの宣誓」（以下「宣誓」という。）に先立ち、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合には、宣誓証明書等を町長に返還いたします。

宣誓者

宣誓者

戸籍上の氏名

戸籍上の氏名

(通称名

)

(通称名

)

要綱の規定	確 認 事 項	
	項 目	確認欄
第 2 条第 2 項	宣誓者の一方又は双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力しあうことを約した関係であること。	<input type="checkbox"/>
第 3 条第 1 号	宣誓する当日において、宣誓者の双方が満 18 歳に達していること。	<input type="checkbox"/>
第 3 条第 2 号 (住所について、右記のいずれかに該当すること。)	① 宣誓者の双方が町内に住所を有していること。	<input type="checkbox"/>
	② 宣誓者のいずれか一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が町内への転入を予定していること。(転入予定日 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
	③ 宣誓者の双方が町内への転入を予定していること。(転入予定日 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
第 3 条第 3 号	宣誓者の双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係でないこと。	<input type="checkbox"/>
第 3 条第 4 号	宣誓者の双方が、民法第 734 条から第 736 条までの規定により婚姻をすることができない者同士の関係でないこと。	<input type="checkbox"/>

※ 項目を確認して該当する□に✓し、必要事項を記入してください。

様式第2号（第7条—第11条関係）

（表）

パートナーシップ宣誓証明書

黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

お二人が本日、宣誓されたことをこころから祝福するとともに、末永くお幸せに暮らせることを願います。

本人

パートナー

宣誓者

宣誓者

氏名

氏名

（ 年 月 日生）

（ 年 月 日生）

住所

住所

宣誓日 年 月 日

年 月 日

黒潮町長

印

(裏)

黒潮町は、町民一人ひとりが、人権を尊重し多様性を認め合いながら、自分らしく生きられる地域社会の実現を目指します。

この証明書は法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして協力し合うことで、生き生きと輝き、活躍されることを期待します。

証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分に御理解くださいますよう、お願いいたします。

また、証明書を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。

本人

パートナー

宣誓者

宣誓者

氏名

氏名

戸籍上の氏名

戸籍上の氏名

(通称名を使用の場合)

(通称名を使用の場合)

特記事項

様式第3号（第7条—第11条関係）

（表）

パートナーシップ宣誓証明カード	
黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
本人	パートナー
氏名 （ 年 月 日生）	氏名 （ 年 月 日生）
住所	住所
宣誓日 年 月 日	年 月 日
黒潮町長	
印	

（裏）

この証明カードの提示を受けられた方へ	
黒潮町は、町民一人ひとりが、人権を尊重し多様性を認め合いながら、自分らしく生きられる地域社会の実現を目指します。	
この証明カードは法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして協力し合うことで、生き生きと輝き、活躍されることを期待します。	
証明カードの提示を受けられた方は、この趣旨を十分に御理解いただきますよう、お願いいたします。	
また、証明カードを提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。	
本人	パートナー
戸籍上の氏名（通称名を使用の場合）	
氏名	氏名

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

黒潮町長 様

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ宣誓証明書等の再交付を受けたいので、黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 再交付を希望する証明書等（再交付を希望するものに○をしてください。）

- (1) パートナーシップ宣誓証明書
- (2) パートナーシップ宣誓証明カード

2 再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 紛失
- (2) 毀損
- (3) その他（ ）

申請者（宣誓者本人） パートナー

戸籍上の氏名 戸籍上の氏名

(通称名)

生年月日 年 月 日

住所

電話番号

(代筆者)

氏名

住所

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

パートナーシップ変更届

黒潮町長 様

黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条第1項の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

届出者（宣誓者本人） パートナー

戸籍上の氏名 戸籍上の氏名

変更前 _____

変更後 _____

通称名

変更前 _____

変更後 _____

住所

変更前 _____

変更後 _____

生年月日 年 月 日 _____

電話番号 _____

（代筆者）

氏名 _____

住所 _____

変更理由

添付書類

（1） 変更内容が確認できる書類（住民票・戸籍抄本など）

（2） パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カード

※ 変更のない事項は、変更前にのみ記入してください。

様式第6号（第11条、第13条関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書等返還届

黒潮町長 様

黒潮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条第1項の規定により、
パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードを返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

(1) パートナーシップの解消

(2) 死亡

(死亡者の氏名 死亡日： 年 月 日)

(3) 黒潮町からの転出

(4) その他(具体的な理由：)

届出者（宣誓者本人）

パートナー

戸籍上の氏名

戸籍上の氏名

(通称名)

生年月日 年 月 日

住所

(代筆者)

氏名

住所